

●香川県監査委員公表第32号

平成20年9月18日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年10月31日

香川県監査委員	平	木	享
	同	水	本勝規
	同	鍋	嶋明人
	同	野	田峻司

第1 監査の請求

1 請求人

坂出市林田町825-1 細川 雅生

2 請求書の提出

平成20年9月18日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求における請求の要旨は、「別紙事実証明書1号証（坂出市教育委員会（以下、「市教委」）及び香川県教育委員会（以下、「県教委」）の出張関係文書）の市教委の県内旅行命令簿、県内旅費計算書及び県教委の同執行伺兼支出命令書により、香川県は、別紙事実証明書2号証（香川県中讃保健福祉事務所の研修会関係文書）により県中讃保健福祉事務所が平成19年7月10日、丸亀市の同所で開催の給食管理者研修会（以下、「研修会」）に自家用車で出席した坂出市立小学校教職員に出張旅費を支給した。

研修会は香川県中讃保健所を併設する県中讃保健福祉事務所が3年間、保育所・学校、病院・老人福祉施設、事業所等の給食施設を対象に合同で開催していたものを今回は対象別に3つに分け、10日は学校・児童福祉施設等の給食管理者を対象に開催したものである。小学校教職員の県内旅行命令簿等を情報公開した市教委は出席者を東部小学校中尾主任（栄養士）、松山小学校濟城主任（同）、川津小学校山本栄養教諭（同）の3名としたが、本件請求人が別紙事実証明書2号証のグループ討議記録の証拠により、出席者は他にもいると公開漏れを指摘した後に、市教委は中央小学校田所教諭、府中小学校山下教諭、西庄小学校田井教頭を追加公開したので出席者は計6名である。

しかし、市教委が追加公開した中央小学校、府中小学校の教諭と西庄小学校の教頭の出席は必要ないのである。坂出市には県中讃保健福祉事務所が研修会の対象にした小学校の給食調理場が東部、西部、林田、川津、中央、金山、府中、松山、加茂、西庄、王越、瀬居小学校の計12校にあるが、別紙事実証明書3号証（栄養職員・調理員名簿）により、研修会に出席した中尾、濟城主任及び山本栄養教諭が兼務で全ての12給食調理場を栄養職員で担当しており、研修会に出席が必要な給食施設の給食管理者は全員が研修会に出席している。当然、中央小学校田所教諭、府中小学校山下教諭、西庄小学校田井教頭が勤務する小学校の給食調理場の給食管理者も研修会に出席しており、本件において、当該小学校長が教諭、教頭に命じた県内旅行命令は必要なく、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反し香川県に損害を与えたものである。香川県は本件の出張旅費を同19年10月3日に中央小学校田所教諭280円、同9月21日に府中小学校山下教諭560円、西庄小学校田井教頭に280円支給したが、必要のない公金の支出であり、夫々の損害を中央、府中、西庄小学校の校長に補填させる必

要がある。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法若しくは不当な公金の支出について責任を有するものに対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上請求書原文のとおり）というものである。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成20年9月24日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成19年7月10日に香川県中讃保健福祉事務所が開催した給食管理者研修会に出席した坂出市立中央小学校田所教諭、同府中小学校山下教諭及び同西庄小学校田井教頭（以下「本件教諭等」という。）に係る旅費の支出（以下「本件支出」という。）が違法又は不当であるか否かについて監査を実施した。

2 監査対象部局

県教育委員会事務局西部教育事務所

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成20年10月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、県教育委員会事務局西部教育事務所（以下「西部教育事務所」という。）及び県中讃保健福祉事務所の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 給食管理者研修会について

給食管理者研修会は、県中讃保健福祉事務所が、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する給食施設に対し必要な指導及び助言を行うことを目的として給食管理者及び給食関係者を対象に施設の種類ごとにテーマを分けて開催したもので、学校・児童福祉施設（保育所を含む。）等は平成19年7月10日（火）に、事業所・寄宿舍・矯正施設等は平成19年7月11日（水）に、病院・老人福祉施設・社会福祉施設等は平成19年7月12日（木）に、同事務所3階研修室（丸亀市土器町東八丁目526）において開催されたものである。このうち、本件教諭等が出席したのは平成19年7月10日（火）に開催された給食管理者研修会（以下「本件研修会」という。）で、本件研修会は次の日程で行われ、106名が参加している。

13:00～13:20 受付

13:20～13:30 開会

13:30～14:30 講演「食品衛生について 最近の事情から」

香川県中讃保健福祉事務所 衛生課 課長 富田清時

14:30～15:00 報告「管内給食施設の状況 巡回指導から」

15:00～15:10 休憩

15:10～16:30 事例検討「他団体と連携した食育の展開」

綾川町学校給食共同調理場 栄養教諭 宮井通子

丸亀市立飯野保育所 調理員 河井美智子

16:30～16:45 閉会

(2) 給食管理者研修会の開催通知について

県中讃保健福祉事務所は、坂出市教育委員会教育長あてに平成19年6月18日付け文書により給食管理者研修会の開催について「この度、当保健福祉事務所では、標記研修会を別紙のとおり開催することになりました。ご多忙中恐縮ですが、各施設への周知と給食関係者の出席についてご配慮をお願いします。」の文言で通知を行っている。当開催通知は坂出市教育委員会から坂出市立小学校へ回付されている。

(3) 坂出市立小学校から本件研修会に出席した教職員について

坂出市立小学校から本件研修会に出席した教職員は次の6名であり、その職名や校務分掌等は以下のとおりである。なお、西部、金山、林田、加茂、王越及び瀬居の6校の教職員は、各学校の事情により研修会には出席していない。

教職員	本務校	職名	校務分掌	兼務校	備考
中尾	東部小学校	学校栄養職	—	金山、西庄、加茂	
濟城	松山小学校	学校栄養職員	—	林田、府中、王越	
山本	川津小学校	栄養教諭	—	西部、中央、瀬居	
田所	中央小学校	教諭	給食主任	—	本件教諭等
山下	府中小学校	教諭	給食主任	—	
田井	西庄小学校	教頭	安全衛生推進者	—	

(4) 本件教諭等への旅行命令等について

坂出市立小学校の教職員に県内出張を命じる権限は、坂出市立学校職員の服務に関する規則（昭和35年坂出市教育委員会規則第5号）及び坂出市立学校県費負担教職員の服務の監督に関する権限を委任する規程（昭和33年坂出市教育委員会教育長訓令第1号）により、小学校長に委任され、坂出市立学校の管理運営に関する規則（昭和33年坂出市教育委員会規則第19号）において、職員の出張は校長が命じることになっている。

田所教諭及び山下教諭は平成19年7月2日に、田井教頭は平成19年7月1日に、それぞれ所属校の校長から旅行命令を受け、本件研修会に出席している。また、本件教諭等以外の中尾主任、濟城主任及び山本栄養教諭の3名もそれぞれ校長から旅行命令を受けている。

本件教諭等を本件研修会に出席させた各校長の目的やねらいは次のとおりである。

○中央小学校長

本校は平成18年度には、香川県学校給食会坂出支部及び香川県小学校教育研究会坂出・綾歌給食部会の研究指定を受け、「望ましい食習慣の形成をめざす児童の育成」というテーマで1年間の研究実践に取り組み、給食主任である田所教諭を中心として食育・給食指導を行い、児童の食に関する意識を高めることができてきた。平成19年度には、保護者や家庭・地域に対する啓発がさらに必要であるといった本校の実情を踏まえ、田所教諭を給食管理研修会に参加させることで、平成18年度の取組や研究実践の改善につながるとも

に、他の学校や団体との情報・意見交換することによって、本校の取組を見直す機会となることを期待して出席させたものである。

また、川津小学校の栄養教諭である山本栄養教諭は、本校のほかにも西部小学校、瀬居小学校を兼務しており、本校での勤務は月1回であり、日常の給食管理や児童への指導は、田所教諭が行っている。食育はもちろん、給食指導も毎日の教育活動であり、学校給食を安全に実施することは、学校の大きな責務の一つでもある。栄養教諭が常勤配置されていない本校にとって、給食主任が栄養教諭と同じレベルの指導力と知識を共有し、常時活動による児童の指導効果の向上と食の安全に万全を期す体制を目指すことは当然のことと考えている。

○府中小学校長

本校では、望ましい食習慣の形成をめざした児童育成をテーマに、学校給食や食育の推進に取り組んでいる。学校栄養職員との連携で行った給食の放送や教職員の声かけなどにより、児童の食に関する関心は高まってきており、子どものときに身についた食生活の習慣は、生涯の健康に大きく影響すると考えられ、学校で学んだことは、家庭にも影響する。そこで、全教職員が学校給食や食育の推進の共通理解のもと、継続した食に関する指導や家庭への啓発・連携を行うことで、自分の健康や食生活に関心を持ち、よりよくしていこうとする児童を育てたいと考えている。

また、松山小学校の学校栄養職員である濟城主任は、本校のほかにも林田小学校、王越小学校を兼務しており、本校での勤務は月1回であり、栄養指導や食育指導の核となる部分については、濟城主任から指導を受けるが、日常的な栄養指導や食育指導、衛生指導等について、さらに指導を深め、日常的に全職員が子どもの給食指導に取り組めることをねらって、給食主任である山下教諭を本件研修会に出席させたものである。

特に、山下教諭は、平成19年度香川県小学校教育研究会学校給食部会夏季研修会において「望ましい食習慣の形成をめざす児童の育成」をテーマとして研究発表をすることになっていたため、給食主任として本件研修会に出席させ、研修を受けさせた。

○西庄小学校長

東部小学校の学校栄養職員である中尾主任は、本校のほかにも金山小学校、加茂小学校を兼務しており、本校での勤務は月1回であり、中尾主任の指導を受けながら、日常の栄養指導や安全衛生管理等は、給食主任や安全衛生推進者等を中心に学校全体で行っている。

また、本校は1学年1学級の小規模校であり、本件研修会の開催日である平成19年7月10日は6学年中2名の教諭が出張等で不在のため、給食主任を研修会に参加させることは、授業で学校運営上支障をきたすことから、学校の施設、設備、作業環境等の点検やこれに基づく必要な措置、異常事態における応急措置に関することなどを主な職務とする安全衛生推進者の田井教頭を出席させたものである。

特に、平成18年6月、当時5学年男児からO-157が検出され、坂出市教育委員会と連携し、保健所からの衛生管理指導を受け、給食施設、調理作業関係での対策を講じている。このような事情から、安全衛生情報を収集することが大切であり、本件研修会の講演「食品衛生について 最近の事情から」において、O-157などについての情報が得られると考え、田井教頭を出席させたものである。

- (5) 西部教育事務所における本件支出に係る会計事務について

市町村立学校の教職員の旅費は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県が負担することになっており、坂出市立小学校教職員の旅費支出に係る会計事務は西部教育事務所が所管している。西部教育事務所における本件支出に係る会計事務は次のとおり処理されている。

○本件教諭等の在籍する小学校から「県内旅行命令簿」及び「県内旅費計算書」の提出を受けた西部教育事務所の担当者は、その内容及び計算が、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）に合っているかどうかを確認した上、「執行伺兼支出命令書」を作成し、旅費代理人作成の「県内旅費請求書」をこれに添付し、支出負担行為担当者及び支出命令権者である西部教育事務所長がこれを決裁し、同所の出納員による審査を経た後、本件教諭等へ旅費を支給している。

また、西部教育事務所は、本件教諭等の本件研修会出席に係る校長の旅行命令について、次の理由から妥当なものと判断している。

○本件研修会は、管轄である県中讃保健福祉事務所が開催した研修会であり、対象者については、給食管理者及び給食関係職員となっており、職種は栄養職員に限定されていない。また、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準（平成9年4月1日制定）」によると、「校長又は所長は、学校給食の衛生管理について常に注意を払うとともに、学校給食関係者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。そのため、学校保健委員会等を活用するなどの方法により、校長、所長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養教諭、学校栄養職員、保健主事、養護教諭等の教職員、保護者、関係保健所等の専門家などが連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること」とされている。本件教諭等はそれぞれの学校で、給食主任又は安全衛生推進者という立場であり、給食関係者と言える。研修の内容も食品衛生、管内給食施設の状況、食育といったものであり、昨今の学校給食を取り巻く情勢の中で重要なものであり、学校給食の安全な実施において有益な研修であると言える。

(6) 本件支出額について

本件教諭等は本件研修会に出席するためにいずれもが自家用車を使用しているため、車賃の計算方法（陸路の旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額）により旅費が支払われている。

○田所教諭へは、職場（坂出市）から研修会場（丸亀市）までの往復旅費として280円（@20円/Km×14Km）が、平成19年10月3日に支払われている。

○山下教諭へは、職場（坂出市府中）から研修会場（丸亀市）までの往復旅費として560円（@20円/Km×28Km）が、平成19年9月21日に支払われている。

○田井教頭へは、職場（坂出市）から研修会場（丸亀市）までの往復旅費として280円（@20円/Km×14Km）が、平成19年9月21日に支払われている。

請求人が補填を求める損害額	280円+560円+280円=1,120円
---------------	-----------------------

2 監査委員の判断

給食管理者研修会は、県中讃保健福祉事務所が特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する給食施設に対し必要な指導及び助言を行うことを目的に、給食管理者及び給食関係職員を対象に施設の種類ごとにテーマを分けて開催したもので、管内の坂出市立小学校の12校に単独給食調理場が設置されていることから、坂出市教育委員会を通じ、各小学校に開催を通知し、本件教

諭等は校長の旅行命令により本件研修会に出席している。

そこで、本件教諭等の本件研修会出席に係る校長の旅行命令の妥当性について検討する。

なお、6校以外の小学校の教職員は本件研修会に出席していないが、その理由は個々の学校の事情によるものであり、本件教諭等の本件研修会出席とは関連性がないため、検討対象としていない。

(1) 本件教諭等の本件研修会出席について

請求人は、栄養職員である中尾主任及び済城主任並びに山下栄養教諭を給食管理者とし、給食管理者以外の者は本件研修会に出席する必要はないと主張しているが、本件研修会は給食管理者のほか給食関係職員を対象としており、本件研修会に出席した田所教諭及び山下教諭は給食主任という校務を担当している教職員であり、その職務は給食について教職員間の連絡調整及び関係教職員に対する指導・助言を行うというもので、明らかに給食管理者に該当するものと考えられる。また、本件研修会に出席した田井教頭は安全衛生推進者を担当している教職員であり、西庄小学校の給食調理場の衛生管理等について職務を有する立場であることから、明らかに給食関係職員に該当するものと考えられる。

次に、兼務の栄養職員である中尾主任及び済城主任並びに山下栄養教諭は給食の献立の作成や給食の衛生管理等を担当する責任者であるが、本務校以外の学校の勤務は月1回であり、それぞれの学校の日常的な給食の衛生管理や児童生徒への給食・食育指導等は田所教諭や山下教諭などの給食主任が担当しているほか、田井教頭などの安全衛生推進者も給食調理場の衛生設備や作業環境の点検業務等を担っている。西庄小学校については本来ならば、給食主任を研修会に出席させるべきであったが、西庄小学校は1学年1学級の小規模校であり、本件研修会当日は6学年中2名の教諭が出張等で不在となるため、学校運営に支障が生じないように、安全衛生推進者である田井教頭を研修会に出席させたものである。

こうした状況から、各校長が本件教諭等に旅行を命じ、「食品衛生に関する講演」や「給食施設の状況報告」、「食育に取り組む学校給食現場等の事例発表」を研修内容とする本件研修会に出席させたことについては、合理的な理由があるものと認められる。

(2) 職員等の旅費に関する条例第4条第2項の規定では「旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、旅行命令等を発することができる。」とある。本件教諭等が出張した目的は研修を直接受けるためであり、現に予算の中から旅費が支出されていることから、校長の旅行命令は当該条例に則った適正なものであると認められる。

(3) 本件支出については、市町村立学校職員給与負担法第1条の規定に基づき県の負担に属する経費を支弁するためのものであり、職員等の旅費に関する条例に基づき路程距離に1キロメートル当たりの単価20円を乗じて適正に算出した車賃を普通旅費額として、権限のある決裁権者の決裁を得て、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づき適正に支出されているものと認められる。

なお、西部教育事務所の本件支出段階での判断については、校長の旅行命令に合理的な理由が認められることから、妥当であると認められる。

以上のことから、本件支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、「香川県監査委員が、坂出市立中央小学校田所教諭280円、坂出市立府中小学校山下教諭560円、坂出市立西庄小学校田井教頭に280円を支給した違法若しくは不当な公金の支出について責任を有

する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求める」という請求人の主張には理由がないものと判断する。